

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 国の医療計画作成指針等について

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成 29 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 88 号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知）が平成 29 年 3 月に行われた。（7 月に再度改正）

これを受け、平成 25 年 3 月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、新たな計画を策定する。（計画期間：平成 30 年度～平成 35 年度）

【国の指針等改正のポイント】

（1） 5 疾病・5 事業及び在宅医療

ア 5 疾病・5 事業及び在宅医療について、引き続き、重点的に取組みを推進する。

イ 精神疾患の医療体制の見直し

ウ 従来個別の計画を策定していた「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化。

（2） 地域医療構想について

地域医療構想を踏まえた、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築

（3） 医療・介護の連携

ア 地域医療構想や市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と整合がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置する。

イ 計画期間を 5 年から 6 年に変更し、3 年ごとに見直される市町村介護保険事業計画等との作成・見直しサイクルを一致させる。

（4） 基準病床数の算定式の見直し

ア 療養病床の算定式について、介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に変更。

イ 患者流出超過加算は廃止し、特に必要な場合のみ、都道府県間で調整を行い定める数へ変更。

ウ 精神病床の算定式について、現在の入院需要に基づく算定から、将来の入院需要（平成 32 年）に基づく算定に変更。

2 スケジュール（予定）

年月	県計画（全体）	5事業等
29年 7月	医療審議会医療体制部会 （素案検討）	
8月		
9月		医療審議会5事業等推進部会 （素案検討。11月の医療体制部会へ反映。）
10月	委員意見を踏まえた修正	必要に応じて部会長と調整
11月	医療審議会医療体制部会 （試案検討） 医療審議会（原案の決定）	
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	各種意見を踏まえた最終案検討
30年 1月	委員意見を踏まえた修正	医療審議会5事業等推進部会 （最終案調整。2月の医療体制部会へ反映。）
2月	医療審議会医療体制部会 （修正原案→案）	
3月	医療審議会（答申）	

3 5事業等推進部会における審議項目

・ 5事業

救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、
小児医療（小児救急医療を含む）

・ 在宅医療の確保に関すること

・ 保健医療従事者の確保に関すること